

嘉徳海岸での護岸設置が不要である根拠

2020年8月4日 嘉徳浜弁護団

嘉徳海岸における本件護岸の設置は・・・

①設置の必要性を欠く ②費用対効果なし ③逆に海岸侵食を招き有害

★争いのない前提事実

- ・本件護岸は、「**侵食対策**」が目的とされている
- ・平成26年台風18号・19号による海浜の侵食（変形）を契機に計画された
- ・嘉徳浜はもともと高い防災機能を有している
- ・海岸法に基づく「海岸事業」の「**侵食対策事業**」として県が実施 国の社会資本整備総合交付金も使用
- ・幅約180メートル、高さ6.5メートルの巨大護岸 総事業費は、**約3億1400万円**（ほか）

【鹿児島県の主張】

1. 護岸設置が必要である

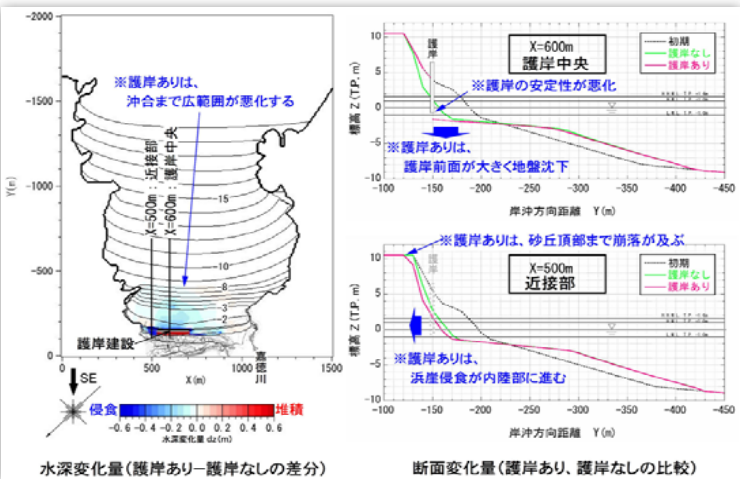
- ・H26の「侵食」で「砂丘」が失われた→嘉徳海岸中央部に関しては、現状の砂浜のままでは「防災能力」がない
- ・砂丘が復元されれば従来通りの「防災能力」が回復するがそれには数十年かかる
- ・現在の状況では、台風等の際に高潮+高波で「浜産（砂丘）基部の洗掘（せんくつ）及び斜面崩壊」が進行する + そういった事象は「毎年起こる見込み」
- ・これによって、住民の財産や生命に危険が生じる
- 「何らかの固い構造物」で海岸保全を行うことが望ましい

2. 費用対効果も認められる

- ・本件護岸により侵食による被害が回避される
- ・「海岸事業の費用便益分析指針」に基づき費用便益分析を行った
- ・想定される「侵食地域」の資産被害額は約8億8954万円、これに対し、本件護岸工事の総工事費は3億1434万円（税別）の見込み
- 費用対効果がある

【原告主張（C） 本件護岸を設置すると逆に侵食を招く】

- ・護岸の前面に十分な浜幅を残すことができない場合には、砂浜による暴浪の緩衝機能が低下し、護岸の前面を逆に侵食させる（海岸工学上、確立した知見）
- ・専門家の解析の結果、嘉徳浜の変動帯に設置される**本件護岸の設置は逆に侵食を招く**

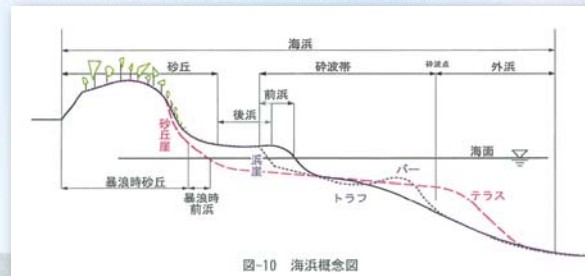


ここでは、「侵食対策事業」どころか、「侵食推進事業」

【原告主張（A） 本件護岸の設置は不要】

(A-1) 護岸設置の必要性がない

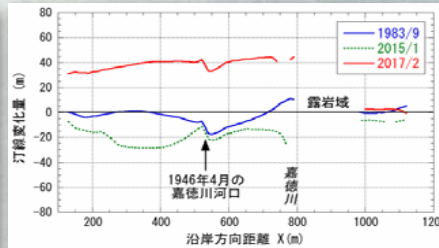
- ①嘉徳海岸の「防災能力」は落ちていない
 - ・「ポケットビーチ」である嘉徳湾における砂の総量は変化しない + 嘉徳湾で砂の総量を減少させる事象はない
 - ・海浜の地形は常に変動している。暴浪時に浜から波に持ち去られた砂は、沿岸砂州を形成して、波を弱くする役割を果たす（いずれも、海岸工学上基本的な事項）
 - ・海浜の形状は波の力で元に戻る + 実際に砂が戻ってきている



【海浜の断面図】

②嘉徳海岸で海岸侵食は全く進行していない

- ・長期的な地形変化 → **汀線の後退がない** = 侵食傾向ではない（航空写真、この間の測量結果からも明らか）
- ※実際に、現在は浜幅が平成26年どころか以前よりも広大に



【平成29年の航空写真】（浜幅が著しく拡大）

【汀線変化の比較】

（1983年よりも汀線は大きく前進）



【平成26年の写真】（墓地前は侵食されず）

- ・この数年間の測量結果でも、台風等の前後も地形は安定

③海岸侵食を進行させる原因がない

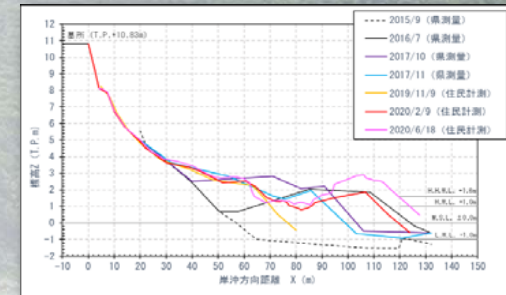
- ・嘉徳海岸・嘉徳湾で、海岸工学上侵食原因とされる事象がない
- ・鹿児島県委託のコンサル業者作成資料でも、「堆積」方向の評価記載あり

—— **防災能力低下せず、海岸侵食進行せず 護岸は必要性なし**

(A-2) 鹿児島県は、必要性について何ら合理的検討をせず + 主張に反する事実の存在

- ・平成26年と同様の事象の発生可能性、それが生じる範囲等について、県は一切合理的な検討を行わず
- ・県の主張と逆に、より強大な台風が襲来しても嘉徳海岸は安定 平成26年以後全く同様の事象は全く発生せず + 砂浜のますますの回復

—— **「平成26年と同様の侵食が生じる」との県の主張に一切裏付けなし**



【墓地前の断面の変化】（地形は安定）

専門家による分析の結果
①長期的な侵食の進行はない
②他方で、短期的な変動は大きい

【原告主張（B） 費用対効果が全く認められない】

① 海岸事業の費用便益分析指針とかけ離れた検討

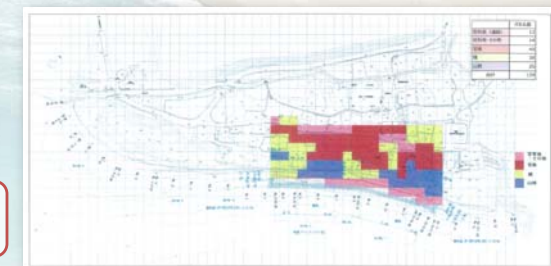
- ・「侵食想定範囲」について、費用便益指針に従わない、あり得ない想定
- 侵食原因の分析も、年度別の汀線変化の把握も、年度別の想定侵食地域の評価もせず 汀線変化の比較も全くないのに、「**侵食想定範囲**」を一切の根拠なく設定
- ・想定地域の資産評価も著しく誤っている
- ・護岸の維持管理費用も費用として試算していない

侵食想定範囲の検討、根拠なし
(また、実際に侵食の進行なし(前記))
→ 本件護岸による侵食防護の効果なし

② その他

- ・本件護岸は、「侵食」のみならず「津波」「高潮」による浸水防護との関係でも効果が無い
- 後背地の地盤のほうが標高が高い

—— **「費用便益指針」から根本的に逸脱 効果は「0円」、3億1400万円の「費用」を投じる意味なし**



【鹿児島県の想定「侵食」範囲】（鹿児島県委託のコンサル業者作成）